

令和 7 年 8 月 2 8 日

○規則

小田原市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則

[改正理由]

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令に基づく総務省告示が一部改正され、介護補償の月額が引き上げられたことに伴い、本市の非常勤消防団員等の公務災害補償についてこれに応じた措置を講ずるため改正する。

[内 容]

非常勤消防団員等の公務災害補償に係る介護補償の額のうち、親族等以外の者による介護が行われた場合における最高限度額の月額を次のように引き上げることとする。（別表第4関係）

区 分	改 正 後	改 正 前
常時介護を要する状態	186,050円	177,950円
随時介護を要する状態	92,980円	88,980円

[適 用]

令和7年8月1日以後の期間に係る介護補償の額について適用

小田原市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 8 月 28 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市規則第 36 号

小田原市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市消防団員等公務災害補償条例施行規則（昭和 44 年小田原市規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 4 常時介護を要する状態の項中「177,950 円」を「186,050 円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「88,980 円」を「92,980 円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の別表第 4 の規定は、令和 7 年 8 月 1 日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。